

随意契約理由書

件名	本庁舎無停電電源装置保守点検業務
契約の相手方	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 西日本本部
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約の理由	
<p>無停電電源装置(UPS)は停電等により電力が断たれた場合、非常用発電機からの電力供給に切り替わるまでの電力を供給するための装置であり、本業務は情報化推進部電算機用UPS装置および中央監視盤用UPS装置当装置について保守点検を行い、機能維持を図るものである。</p> <p>当該装置は三菱電機(株)が神戸市向けに独自設計で製作したものであり、また同社が製造したビル管理システムと連携している。本業務を実施するためには本システム固有の構造や性能を把握している必要があるため、製造業者にしか知りえない図面や技術データの保持が不可欠である。</p> <p>製造業者である三菱電機(株)は保守点検を行っておらず、同社製品の唯一メンテナンス担当会社として、その機能・構造等について技術資料等提供を受けている上記業者でなければ本業務は実施できない。</p> <p>以上の理由から、上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	行財政局庁舎管理課庁舎管理係 (電話番号 322-5067)